

地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会運営要綱

平成22年7月2日

地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会決定

平成30年8月7日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会条例（平成22年加古川市条例第15号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件を取り扱う会議については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができます。

(傍聴の取扱い)

第3条 委員長は、傍聴の取扱いについて、委員長が委員会に諮って必要な事項を定めることができる。

(業務実績に関する評価)

第4条 委員会は、条例第2条第2号及び第3号の規定に基づく意見を述べるにあたっては、市で定める評価の基本方針及び実施要領に基づき行うこととする。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、議事に関し、必要があると認めたときは、関係者に出席を求めて意見を聞くことができる。

(議事録等)

第6条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、委員会において公表しないことが適当であると認める資料については、委員長が委員会に諮って公表しないことができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月7日から施行する。